

グローバル化と 人手不足解決の

令和時代の
外国人材活用術！

一石二鳥

Global Workers



第10回 在留資格「特定活動」とは？

みなさん、こんにちは。行政書士の李です。今回は「特定技能」について解説しました。今回は、名前が似ていて混同されやすい「特定活動」についてご説明します。

特定活動とは？

在留資格「特定活動」とは、他の在留資格に該当しない外国人に対し、法務大臣が個別に在留を認めるための在留資格です。入管行政の柔軟な運用を目的として設けられ、外国人の個別の事情を考慮して許可されます。例えば、ワーキングホリデー、インターンシップ、アマチュアスポーツ選手、家事使用人などが該当します。今回は、特に就労に関連する特定活動の類型をいくつかご紹介します。

① ワーキングホリデー (告示5号)

日本と協定を結んでいる国の18歳から30歳程度の若者が、最長1年間日本に滞在しながら、就労も可能な制度です。観光を主目的としつつ、生活費を補うための就労が認められており、風俗業を除けば業種や職種の制限もなく、週40時間までの勤務が可能です。実際に、ワーキングホリデーでの滞在中に日本企業に採用され、正社員となった事例もあります。

② インターンシップ (告示9号)

外国の大学に在籍する学生が、学業の一環として日本の企業などで実習を行う制度です。ここでの「学業の一環」とは、当該活動を通じて大学の単位を取得できることを意味します。したがって、受け入れ企業と大学の間でインターンシップ協定を締結する必要があります。

実施期間は最長1年ですが、正社員としての就労も可能です。ただし、学業の一環であることが前提ですので、外国人学生の学びと成長を重視した運用が求められます。

③ サマージョブ (告示12号)

インターンシップに類似した制度ですが、実施期間は3か月以内に限定されます。短期型のインターンシップに適しており、夏季休暇中の就業に活用されることが多いです。

④ 本邦大学等卒業者 (告示46号)

日本の大学や高等専門学校などを卒業し、日本語能力試験N1等に合格している外国人が対象です。高い学力と日本語能力が求められる一方で、従事可能な業務の範囲が広いという特徴があります。たとえば、以下のような業務に従事できます

- ・飲食店での接客
- ・工場における他の外国人への通訳・指導
- ・小売店における外国人顧客への通訳販売

これらは在留資格「技術・人文知識・国際業務」では認められない、いわゆる「単純労働」に該当する業務ですが、特定活動(告示46号)であれば可能です。なお、風俗営業に従事することはできませんので、注意が必要です。

今回は、「特定活動」について解説しました。

ご紹介したとおり、特定活動には多様な活動内容が含まれているため、少し複雑に感じるかもしれませんが、まずは今回紹介した4つの類型を覚えていただければ問題ありません。

これまで数回にわたり、入管法や在留資格に関する基本的な内容をお届けしてきましたが、本号で一区切りとなります。時間のある方は、過去の記事もぜひご覧ください。全体像の理解を深めてください。次回は、外国人材を雇用した後の手続きと注意点について解説します。どうぞ楽しみに！



李 泳勲 (い・よんぶん)
リーガルナビ行政書士法人
代表行政書士

HPIはこちら▶



2014年にリーガルナビ行政書士事務所を設立、2021年に法人成り。国際法務やビジネス法務の専門家として九州を中心に事業を展開。佐世保市1日経営ドック登録専門家。